

2018年8月27日

佐賀県知事  
山口祥義様

日本労働組合総連合会  
佐賀県連合会 会長 青柳 直

## 要 求 書

～ 2019～2020年度 佐賀県に対する政策・制度要求 ～

拝啓 貴職におかれましては、県民生活の向上と県政発展のため、日々ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は連合佐賀の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち連合は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる社会を求めています。

経済・社会の現状を見ると、日本経済は緩やかな回復基調が続く中、企業収益は過去最高水準となり、雇用情勢も改善が続いています。しかし、個人消費は伸び悩んでおり、多くの労働者、生活者が景気回復を十分実感するまでに至っていません。

また、中間層が減少するとともに低所得者層が拡大し、これに人口減少も相まって、経済、社会保障、財政の持続的可能性に影を落とし、県民の将来不安につながっています。

このような情勢を踏まえ、連合佐賀の2019～2020年度政策・制度要求事項については、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、昨年提出した「2018年 佐賀県に対する政策・制度要求書」における2018年度予算編成に向けた重点事項に対する回答結果、ならびに現下の日本経済や社会、佐賀県内の経済・雇用情勢等を総合勘案し、雇用や中小企業対策、社会保障や教育・福祉など、直面する政策・制度改善事項として、13分野23項目84事項の「2019～2020年度 佐賀県に対する政策・制度要求書」を取りまとめました。

連合佐賀としましては、要求事項に対する佐賀県としての支援・対策等に向けた2019年度の佐賀県予算への反映にむけ、重点事項を18項目程度に絞り、実現可能な政策・制度となるよう取り組みを進めていく所存です。

つきましては、別添により「2019～2020年度 佐賀県に対する政策・制度要求書」を提出いたしますので、働く者の立場からの意見・提言としてお受けとめいただき、県行政ならびに関係機関に反映していただきますよう十分なご検討をよろしくお願い申し上げます。

なお、本要求に対しましては、重点事項への文書回答と関係部局長との交渉・協議ならびに来年度予算への措置状況報告の取り組みを、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

# 2019～2020年度 佐賀県に対する政策・制度要求書

## 要求分野

---

1. 経済政策	.....	P 2
2. 雇用・労働政策	.....	P 2
3. 中小企業政策	.....	P 4
4. 福祉・社会保障政策	.....	P 4
5. 住宅、交通・運輸政策	.....	P 7
6. 教育政策	.....	P 7
7. 資源・エネルギー、環境政策	.....	P 8
8. 食料・農林水産政策	.....	P 8
9. 消費者政策	.....	P 9
10. 防災・減災に関する政策	.....	P 10
11. 男女平等政策	.....	P 10
12. 政治改革	.....	P 11
13. 公務員制度改革	.....	P 11

13 分野、23 項目、84 事項  
(★重点事項) 11 分野、18 項目、24 事項

## 1. 経済政策

---

### (1) 地方税財政の確立

★① 制度創設から10年を経た「ふるさと納税制度」について、本来、寄付金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、高所得者優遇につながる過度な返礼品競争を招かぬよう、制度の理念に沿った適切な制度運営に努めること。

また、得られた資金が地域の活性化にさらに有効活用されるよう、募集時に、活用する事業の趣旨や内容をできる限り明確にし、納税した方々に事業の成果等をフィードバックすること。

② 地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

③ 地方税財源の充実・確保を図るため、地方交付税交付金の十分な確保と国の関与を最小限に止めるよう求めること。

また、地方財政計画の策定や地方交付税算定に関する自治体の意見反映に向け、「国と地方の協議の場」の定例的開催を求めること。

### (2) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進

★① 2015年9月に策定した「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、2019年度までに「新規雇用創出数5,000人（5年累計）」を目標に掲げているが、この間の進捗状況を明らかにすること。

また、引き続き、地域にある資源の見直しや産業の掘り起こしを行い、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・教育機関・研究機関の誘致・育成を進めるとともに、県・市町が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。

② 若年層の就業意識の向上と勤労観の確立につなげるため、高校・大学などにおいてインターンシップを修得単位として認める制度を普及させること。

併せて、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援に資するため、地域の教育機関と企業とが連携したカリキュラムを強化すること。

③ 地域雇用の創出につながるあらゆる分野での産業の開拓や育成・活性化をはかるとともに、そこで働く人たちの労働条件の向上をはかるなど必要な環境整備を行うこと。

④ 観光産業の活性化をはかるため、県・市町の観光案内所の連携、交通機関等での多言語表記、ICT<sup>1</sup>を活用した多言語情報の提供等の環境整備を進めるとともに、簡単な受け答えができる外国語講習会の開催助成などにより多言語人材の育成を推進すること。

## 2. 雇用・労働政策

---

### (1) 労働行政の強化

★① 佐賀県、佐賀労働局、佐賀県経営者協会、連合佐賀は、平成27年（2015年）9月7日「働き方改革」に向けた共同宣言に署名し、市町や各団体等と連携しながら取り組みを進めてきた。しかし、宣言後3年を経過しようとしているが、労働時間の短縮は進んでいない。

---

<sup>1</sup> Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、佐賀県の2017年平均の労働者一人あたりの総実労働時間（事業所規模5人以上）は年1,843時間で、全国平均の年1,720時間と比べて約100時間以上も長く、全国でもトップクラスの長時間労働が常態化していることから、労働時間短縮を実現できない要因を分析し、時間外労働の縮減や年休取得促進の取り組みを強化すること。

併せて、出産、育児、介護等それぞれのライフステージに応じた多様な働き方ができる環境整備の充実・強化に向け継続的に取り組むこと。

- ② 2015年に策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を受けて、広く県民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進すること。

また、11月の過労死等防止啓発月間には、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催を支援・後援すること。さらに、高等学校等における労働条件等に関する啓発の実施に関して、各地の過労死を考える家族の会や専門家を講師として派遣するなど、啓発事業を積極的に推進すること。

- ★③ 教員の長時間労働是正に向けて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく勤務時間管理の適正化をはかるとともに、安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。

また、2017年4月より始まった「部活動指導員制度」の着実な制度運用を図るなど、教員の長時間労働是正に向けた取り組みを徹底すること。

## （2）求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進

- ① 現在、県内の3市（佐賀、鳥栖、唐津）がハローワークと連携して行っている就労支援と生活支援の一体的実施について、実施自治体の拡充に向けたさらなる支援を図ること。

また、求職者・利用者の利便性を向上させるため、運営協議会への地域労使の参画体制の拡大を図ること。

## （3）良質な雇用・就業機会の実現に向けた雇用対策の実施

- ★① 地域雇用に関する雇用創造事業について、「実践型地域雇用創造事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援し、あわせて雇用創造事業所における労働基準関係法令などの周知徹底を図ること。

また、事業やプロジェクトの運営に労働者の意見を反映するため、事業等に関する協議会等への労働者団体の参加を保障すること。

- ② 国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業者等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。

さらに、ニートや中途退学者の若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

- ③ 国、学校、労使団体等と連携し、U I Jターン<sup>2</sup>を含めた地域での就職を積極的に支援するため、県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」のさらなる推進を図るとともに、良質な雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。

<sup>2</sup> 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

- ★④ 障がい者の法定雇用率は、今年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法により、県など地方公共団体が 2.5%、一定規模以上の企業は 2.2%に引き上げられた。佐賀県（知事部局）の 2017 年度障がい者雇用率は 2.37%で都道府県別で全国ワースト 3 となっていることから、障がい者の別枠採用を身体障害だけでなく精神障害まで拡大し、障がい者が働きやすい環境整備を図ること。
- ⑤ 障害者優先調達推進法に基づく、障がい者就労施設等からの物品の調達について、県調達推進方針で設定している達成目標額（平成 30 年度は 82,000 千円）の達成に努めるとともに、県が実施している「障害者雇用促進企業等に対する優遇制度」の周知と、さらなる拡充を図り、障がい者の就労による経済基盤の確立に資すること。

### 3. 中小企業政策

---

#### (1) 最低賃金の履行確保の強化

- ★① 最低賃金額や最低賃金引き上げに向けた中小企業支援策を周知徹底すること。また、最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直し、中小企業支援策拡充等に取り組むこと。
- ② 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数が適切に把握できるよう労働局に公表を働きかけること。

#### (2) 公契約条例の制定による公契約の適正化

- ★① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例を制定すること。  
そのために、県と連合佐賀による「公契約条例研究会」をより発展させ、事業者等と連携しながら、条例制定に向けた広範な知識習得及び理解浸透を進めること。

### 4. 福祉・社会保障政策

---

#### (1) 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策

- ① 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。
  - a) 事業の実施にあたり、NPO や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。  
また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。
  - b) 任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を積極的に実施すること。  
また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組むこと。
- ★② 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。
  - a) 沖縄県の「沖縄こども調査」（2016 年 3 月公表）や鹿児島県の「かごしま子ども調査」（2017 年 6 月公表）を参考に、佐賀県においても市町との連携を図りながら地域における子どもの生活実態調査を行い、実態に基づく経済的支援を含めた必要な支援を積極的に推進し、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。
  - b) 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げは行わず同制度を維持・拡充すること。

- c) 居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

## (2) 切れ目のない医療を提供する体制の確立

- ① 公立病院は、地域医療構想の推進においても中核となるべく医療機関であることから、経営難による安易な民間移譲・統廃合を行わず、自治体が地域医療を守る責務を果たせるよう市町と連携のもと、的確な対応と支援にあたること。

★② 地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や地域包括ケア体制の確立、高齢者の容体急変時の医療などを担う病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充すること。

また、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

- ③ 地域医療構想調整会議の委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないよう、被保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）を委員に加えること。
- ④ 国が推進する「働き方改革」を医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「佐賀県医療勤務環境改善支援センター」は活動状況を明らかにするとともに、医療機関に対し、以下のとおり働きかけること。

★ a) 勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、センターの活動状況を明らかにし、運営協議会に労働組合の参画を進める。

また、各医療機関においては労使協議を重視し、あるいは労働組合がない場合には従業員代表と様々な医療職種・従事者の参画により協議を行うなど、必ず合意形成を図るよう指導する。

- b) 医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らず全ての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底する。
- c) 看護職員の離職防止に向けて、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導する。
- d) 医療機関において、医療従事者の安全と健康維持の重要性が共通認識されるよう、労働安全衛生法にもとづく安全委員会・衛生委員会を通じて、労使による労働災害の原因および再発防止策などの検討を促す。
- e) 佐賀県内の医療機関において、佐賀労働基準監督署から未払い残業などの労基法違反で是正勧告を受けていたことについて、該当する医療機関に具体的にどのような対処を行ったのか明らかにすること。

- ⑤ 2018年より国民健康保険を市町とともに運営し、財政運営の責任主体となる改革が進められていることから、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることのないよう、佐賀県国保運営協議会に、被用者保険の保険者だけでなく、被用者保険加入者の声を反映させる機会を確保・充実すること。

## (3) 介護サービスの充実と人材の確保・処遇改善

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の県内の取り組み状況を把握し、市町に情報提供するとともに、市町の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行うこと。

★② 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保を図るとともに、介護労働のイメージを向上させる取り組みを進めること。

また、介護労働者の生活の安定と人材確保を図るための「介護職員処遇改善加算」については、2017年4月に「加算Ⅰ」が追加され、算定すると、介護職員一人あたり月額

平均 37,000 円相当が事業所の報酬に上乘せされることから、事業所及び労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。

- ③ 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

#### (4) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と

##### すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備

- ① 「子育てし大県さがプロジェクト」の趣旨である、結婚、出産、子育ての希望がかなう環境を整え、「佐賀で子育てをしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりに向け、実効ある取り組みを推進すること。
- ② 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善について、以下のとおり対応すること。
- a) 労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。
  - b) 幼児教育・保育に関わる「佐賀県保育士・保育所支援センター」への登録実績と雇用への結びつき状況について明らかにする。
  - c) チーム保育推進加算が、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の改善、当該保育所全体の保育士の賃金改善につながるよう、加算施設に対して趣旨を確実に周知する。
  - d) 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が、すべての施設で実行され、保育士等の理解を得られるよう、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠等を就業規則に明記すること等について、事業所に対し周知の徹底を図る。
  - e) 条例改正を行い、3歳児に係る職員配置について20対1から15対1に改善するため加算措置を確実に行う。  
また、3歳児以外に係る職員配置を含め、地方単独予算による実質的な職員配置の改善、職場環境の改善、研修に参加できる体制を整備し、研修機会の確保に努める。  
なお、公立保育所についても、幼稚園教諭・保育士有資格者を正規職員として配置することを基本としながら、地方財政計画において、職員配置の改善のための措置がされていることに留意し、改善を進める。
  - f) 加算施設の設置者に対し、人材確保のために処遇改善が重要であることを十分に周知し、すべての施設が処遇改善等加算を申請するよう、設置者の理解を促進する。  
公立保育所については、臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用の安定化を進める。
  - g) 加算施設における処遇改善が確実に、かつ適正に実施されているか確認するため監査機能を充実させ、改善の状況について把握する。
- ③ 「子ども・若者育成支援推進大綱」に基づき、社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。

また、困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携などライフサイクルを通じた切れ目のない支援を行うこと。

- ④ 放課後児童クラブ(学童保育)については、待機児童の解消に向け、施設の整備とともに、保育時間の延長や入所要件の弾力化をはかるなど、地域のニーズと実情に応じて多様なサービスの提供を推進すること。

また、放課後児童クラブの「質の確保」のため、「佐賀県放課後児童クラブガイドライン」に基づき、指導員への研修機会の充実や労働環境の改善を行うこと。

- ★⑤ 病児・病後児保育事業については、医療機関併設型施設への助成拡充や、保育所などにおける安静室・調理施設、看護師・担当保育士を確保した病児・病後児保育体制を早急に整備し、県内における未整備地域解消に向けた取り組みを強化すること。

## 5. 住宅、交通・運輸政策

---

### (1) 安全・安心の住まいとまちづくりの推進

- ★① 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。  
また、財政的な支援や先進的な事例の共有化など、空き家対策を実施する地方自治体の負担軽減策を講じること。
- ② 「交通政策基本計画」の着実な実行により、環境負荷が小さく災害に強い、持続可能な社会基盤として、県全体としての利便性のある総合的な交通・運輸体系を構築すること。  
また、交通・運輸業界においては、他産業と比較しても人手不足が深刻化していることから、計画的な人手確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援すること。
- ★③ 交通のシビルミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活と一体となった交通路線・航路を維持・確保すること。  
また、交通政策基本計画の着実な推進のもと、市民生活に必要不可欠な地域公共交通に助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線の維持対策を行うこと。  
特に、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「買い物弱者」等が社会問題となっている。国や地方公共団体、既存の公共交通事業者ならびに地域住民等の多様な関係者と連携・協力し「食料品アクセス問題」への対策に継続的に取り組むこと。
- ④ いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客輸送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。  
また、車内・機内・船内における迷惑行為・危険行為などを規制・抑止し、交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざすこと。
- ⑤ 九州佐賀国際空港は、九州におけるゲートウェイ空港をめざし、東アジアを中心にLCCによる路線の充実化を図ること。  
また、自衛隊使用については、環境や漁業への影響や民間空港としてのイメージ低下の懸念があるため、県は拙速な判断は行わないこと。

## 6. 教育政策

---

### (1) 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進

- ① ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。  
また、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。
- ② 社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実すること。
- ★③ 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、教育にかかる費用の軽減を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えるため、佐賀県独自の給付型奨学金や無利子奨学金などの導入に向け支援制度を検討すること。



- ④ いじめ問題の解決に向けて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小中高校に常勤配置すること。
- ⑤ 小学 3 年生以上の少人数学級や T T<sup>3</sup>を推進し、当面 35 人学級の対象学年の拡大に向けて、必要な教職員の確保に努めること。また、特別支援学級の編成基準を県独自で現行より引き下げること。
- ⑥ 教員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高め、教育の質的向上をはかること。

## 7. 資源・エネルギー、環境政策

---

### (1) 環境政策と経済政策の統合的向上

- ① 温室効果ガス排出削減に向けた県民の環境意識を向上させるため、十分な広報・啓発を行うとともに、オフィスや生活における節電・省エネの推進や技術の導入を支援するなどし、家庭・地域・職域での環境問題への取り組みを強化すること。
- ② 廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築しつつ、市民に対し「エンカル消費<sup>4</sup>」の周知を強化すること。

### (2) 玄海原子力発電所の安全・防災対策

- ① 玄海原子力発電所は、再稼働したが、今もなお原子力に対する不安の声が存在するため、原子力発電所の安全対策に関し、国や原子力規制委員会と十分に連携を図りつつ、積極的な情報提供と安全管理の徹底を事業者に対し求めること。  
また、防災対策にあたっては、国や地元・関係自治体、防災関係機関などで綿密に連携し、避難対策やインフラ整備等の充実を図り、原子力防災対策に継続性をもって取り組むこと。

## 8. 食料・農林水産政策

---

### (1) 農林水産業の産業基盤の強化・育成

- ★① 「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2015」の中間的年度であることから、計画の進捗状況を明らかにし、2 本柱である「稼げる農業の確立」と「さが農村の魅力アップの実現」に向け、農山漁村の地域資源を活かした 6 次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を戦略的に推進し、農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進すること。
- ② 水産業の持続可能な産業基盤の確立と、水産資源の維持管理強化ならびに水産食料の安定供給を図ること。
- ③ 林業の持続可能な産業基盤を確立するとともに、森林資源を循環利用する新たな仕組みを構築すること。  
また、県産木材需要の拡大につなげ、就業機会の創出と所得水準の上昇を実現すること。

<sup>3</sup> team teaching (チーム・ティーチング)：複数の教師が協力して教育指導にあたる方式。協力教授組織ともいわれる。児童生徒の能力などに応じて教育指導を個別化したり、チームの長に特別手当を出すことによって教員の待遇改善を図るなどの目的で米国で提唱され発達した。日本では 1970 年前後にその理論や実践が紹介され、多くの小・中学校に導入、実践された。近年では、個に応じた教育指導の観点から、国の政策として推進されている。

<sup>4</sup> 倫理的・道徳的消費。地球環境保全や社会的課題に対する対応や解決等を前提とした消費行動で、具体的にはエコロジーやオーガニック、フェアトレードなどがあげられる(持続可能な消費)。

- ④ 農林水産業への新規参入を促進するための支援・環境を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかり、競争力のある強い農林水産業を実現すること。

また、I J Uターン者の定住環境を確保し、中山間地域の活性化と環境と景観の保全、地域コミュニティを活性化するための支援策を推進すること。

## 9. 消費者政策

### (1) 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- ① 消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかり、消費生活センターの運営に向けた財政基盤の強化、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進すること。

また、消費者保護の強化に向け、悪徳商法・特殊詐欺の新たな手口に関する注意喚起を行うとともに、消費者被害に関する裁判例、相談事例の蓄積を踏まえた法整備を行うこと。

- ★② 国では、「倫理的消費（エシカル消費）」普及・啓発活動に取り組んでいる。県でも社会に配慮した倫理的な消費を推進すること。また、消費者による消費行動に伴う販売従事者等に対する過剰な要求や暴言・暴力などの行為が、公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないよう、「佐賀県消費者 教育推進計画」等で「倫理的消費」における配慮の対象として明確に位置づけること。

- ③ 持続可能な開発目標（SDGs<sup>5</sup>）の目標 8「ディーセント・ワーク」の推進、目標 12「持続可能な生産と消費」の実現に向け、事業者と消費者の健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促進するための消費者教育を推進するとともに、事業者における消費者保護のための従業員教育を支援すること。

- ④ 成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が、2022年4月より施行され、18歳から親の同意なく金融ローンなどを契約することができるようになる。若年層の消費者被害拡大が懸念されることから、中学校や高校での消費者教育の充実及び教員研修の拡充に取り組むこと。

<sup>5</sup> 2015年9月の国連サミットで採択。ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる。

目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

目標 4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。

目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化す。

## 10. 防災・減災に関する政策

---

### (1) 総合的な防災・減災対策の充実

- ★① 平時から関係機関との「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、県をはじめとする地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。
- ② 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ工事などを強化すること。
- ③ 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況の収集・集約・精査し、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関へ情報共有をはかること。

## 11. 男女平等政策

---

### (1) 雇用における男女平等の推進

- ① 「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」の推進計画に基づく施策の実施状況の評価・点検等について議論する協議会等への働く者の代表委員の参加を充実し、意見反映させること。
- ② 佐賀県内の事業主行動計画に関する情報を定期的に収集し、300人以下の中小企業に対しても行動計画を策定するよう働きかけると共に、策定状況や男女の賃金の差異、非正規労働者に対する取り組みの情報などを重点的に把握のうえ、公表するよう労働局へ働きかけ、連携して取り組むこと。

### (2) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ★① 「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」の3つの基本方向の下、男女共同参画社会実現のため、8つの重点目標の実現に向け、各種施策に積極的に取り組むこと。  
また、基本計画を見直す際は男女の人権を尊重するとした男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、女性に対する暴力への対策や、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の、困難解消に向けた環境整備を重点的に推進すること。
- ② 性犯罪・性暴力被害者のための「性暴力救援センターさが mirai」については、女性相談員の増員や売春防止法の改正により婦人相談員の非常勤規定が削除されたことを踏まえ、相談にあたる職員の正規職員化などの処遇改善を行い、相談対応に関する更なる質の向上に努めること。
- ③ 教職員や警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者側に、あらゆるハラスメントへの一元的かつ積極的な対応に努めること。性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動についても積極的に対応を行い、研修の実施など理解を深める取り組みを推進すること。

### (3) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ① 家族介護者の仕事と介護の両立に向けて、地域包括支援センター等において、両立支援制度と介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかること。

- ★② 妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかるとともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上をはかること。  
また、妊娠や出産を理由に退職や雇用形態の変更を強いるマタニティ・ハラスメントへの相談対応の強化をはかること。
- ③ 男女ともに仕事と生活を調和できる環境整備に向けて、男性の育児休業取得促進を含めた仕事と育児の両立支援推進の強化を図ること。

## 12. 政治改革

---

### (1) 投票しやすい環境の整備

- ① 投票者の利便性の観点から、投票所（期日前投票を含む）を、頻繁に人の往来がある施設に設置すること。  
また、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。
- ② すべての選挙の選挙権年齢が 18 歳以上へと引き下げられたことも踏まえ、義務教育段階から主権者教育を実施・推進すること。

## 13. 地方公務員制度改革

---

### (1) 公正・公平な公務労働の実現

- ① 地方自治体の賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定すること。
- ★② 県・市町で働く臨時・非常勤職員について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成 32 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行い、一般職非常勤職員への任用替えの際の処遇の引き下げ及び解雇・雇止めを行わず、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかること。